

## 第6章 政策の大綱

### 政策1 暮らしやすさが実感できるまちづくり

計画的な土地利用や良好な市街地の形成を図るとともに、だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりに努め、子どもから高齢者まで、すべての市民一人一人が、豊かな自然と快適な暮らしを実感できるよう、自然環境に配慮し、都市基盤の整備と充実に努めます。

周辺地域とのネットワークの強化を促進し、幹線道路網と生活道路の整備を図るとともに、地域間の均衡ある発展、活力ある地域づくりにつながる道路整備を推進します。

市民生活や地域間交流、広域交流などの基盤となる公共交通体系の整備を図るとともに、急速に進行する高齢社会に対応した移動手段の確保に努めます。

また、ICT（情報通信技術）をより身近な社会基盤として定着させ、誰もが便利で安心して利用できる環境づくりを推進します。

#### 施策1-1 計画的な土地利用

土地は、市民生活に欠くことのできない共通の基盤であるとともに、限られた資源であり、利用にあたっては、公共の福祉を優先させるという原則に立って自然環境の保全に配慮しながら、活力ある地域社会の創造と健康で文化的な生活環境の確保を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な利用に努めなければなりません。

このため、本市を市街地ゾーン、田園・農村ゾーン、産業集積ゾーン、観光交流ゾーン、スポーツ交流ゾーン、清流ゾーン、森林ゾーンの7つに区分し、それぞれのゾーンごとに利用目的に沿って、社会経済情勢の変動に対応しながら総合的かつ計画的に誘導、保全、規制などを行うとともに、その基盤整備などを積極的に行い、土地の有効利用を図ります。

また、土地利用と併せて、広域交流軸の形成に努めるとともに、市域内の連携・交流を促進します。

## 施策 1-2 良好な市街地の形成

都市と農村との調和ある発展と合理的な土地利用を図ることを基本理念とする都市計画法に基づき、都市地域と農村地域との機能分担を確保し、その調和を基本として、個性ある集約型都市への土地利用の誘導や、自然環境と調和した都市環境や都市施設の整備を図り、良好な街並みの形成を目指します。

特に市街化区域については、都市施設の計画的な整備により、快適な居住環境の創出と生活利便施設の充実が促進されています。引き続き、新市基本計画に基づき、市街地の実態及び将来の方向を展望し、市民の参加と協力により、土地区画整理事業を主体とした街路、上下水道、公園などの都市施設の整備推進を図ります。中心市街地においては地域の特色を活かしたまちづくりの推進を図ります。

## 施策 1-3 バリアフリーのまちづくり

高齢者や障がい者を含むすべての市民が、安全で快適な日常生活が営め、積極的に社会参加ができるようバリアフリーのまちづくりを推進します。

## 施策 1-4 道路ネットワークの整備

国際的な競争力を有する活力ある地域・経済社会を形成する幹線道路の整備を促進し、災害発生時や救急医療活動時に不可欠な道路網の整備を図ります。

また、周辺地域とのネットワークを強化する道路網の整備を進め、効率的で機能的な道路交通体系を確立し、だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

## 施策 1-5 公共交通ネットワークの整備

鉄道やバスなどの公共交通機関については、市民生活やまちづくりに不可欠な基盤であり、整備にあたっては、単に採算性だけにとどまらず、高齢者などの交通手段の確保や環境への貢献などを考慮し、維持充実に努めます。

公共交通不便地域の解消や中心市街地での周遊性の確保などを図るため、市内全域をカバーするデマンドタクシー<sup>※1</sup>である「いちごタクシー」と市街地を循環するコミュニティバス<sup>※2</sup>である「コットベリー号」を運行するとともに、基幹公共交通機関である真岡鐵道とJR水戸線や関東鉄道常総線との連携を強化し、地球環境問題や急速に進行する高齢社会に対応した、総合的な公共交通ネットワークの整備に努めます。

※1 自治体が住民の移動手段を確保するために運行する事前予約制の乗合いタクシー

※2 自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス

## 施策 1-6 地域情報化の推進

めざましい進展を遂げているICT（情報通信技術<sup>※</sup>）サービスの恩恵をすべての市民が享受し、便利で明るく住みよいまちを実現するため、最新のICTを活用した地域情報化の推進は、重要な役割を担っています。

このため、真岡市情報センターやケーブルテレビ施設などの情報基盤を有効活用し、インターネットをはじめ携帯電話・携帯端末などを利用した情報通信システムを導入し、電子自治体の構築を一層推進するとともに、市民の利便性の向上と地域活性化を図ります。

※ICT（Information and Communication Technology）

情報通信技術の略で、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどを総称する言葉

## 政策2 学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくり

だれもが心豊かで生きがいをもって暮らすために、自ら学ぶことのできる学習環境の整備を図るとともに、次代を担う人材の育成を図り、創造性豊かな人づくりを推進します。

将来を担う子どもたちの生きる力を育むために、一人一人の持つ能力や個性を最大限に伸ばす教育環境の充実強化に努めます。

スポーツ・レクリエーションの拠点施設である総合運動公園の整備を推進するとともに、その活用を図ります。

伝統的な歴史・文化の継承や文化芸術の振興を図り、市内外の来訪者に歴史・文化に触れる機会を提供することにより、地域間交流を一層促進します。

また、市民主体の国際交流を推進するとともに、あらゆる活動に男女が等しく参画する男女共同参画社会の実現を目指します。

### 施策2-1 生涯学習の推進

少子高齢社会の急速な進行、情報技術の飛躍的な進展、社会経済のグローバル化、価値観の多様化、地域社会の変化など、激しく変動する社会環境の中で、市民は、時代に即応した多様で高度な知識・技術の修得や、心の豊かさと生きがいの追及など、様々な動機から学習の機会を求めており、自ら多彩な学習活動ができるよう、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設など生涯学習関連施設の整備・充実に努めます。

また、市民の主体的・積極的な参加を更に促し、すべての市民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価・活用され、市民協働のまちづくりにもつながるよう生涯学習の推進に努めます。

## 施策2-2 小・中学校の教育の充実

### 《真岡市公立学校教育目標》

- 1 心身ともに健康で、強い心と実践力をもつ、たくましい人になる
- 2 すすんで働き、誠実で心情のゆたかなたのもしい人になる
- 3 ものごとを正しく見つめ、すじみちを立てて考え、創造力のある人になる
- 4 互いに尊重しあい、規律と責任を重んじ、正義をつらぬく人になる
- 5 国土や文化を愛し、郷土の発展につくす人になる

少子高齢社会の急速な進行、経済のグローバル化、情報通信技術の進展など多様で変化の激しい社会の中で、時代に即応し創造性にあふれる次代を担う子どもたちの育成を推進します。

このため、真岡市公立学校教育目標を学校教育の理念とし、確かな学力を身につけさせるとともに、思いやりの心や豊かな情操を育み、心身ともに健康でたくましい、「知・徳・体」の調和のとれた児童生徒の育成を目指します。

また、「自然教育センター」では、豊かな自然の中での宿泊体験を通して人とのふれあいを深め、信頼関係や友情を育む学習を、「科学教育センター」では、未来を担う児童生徒に科学の驚きや未来への夢と希望を与え、確かな学力と創造性を育むなど心の教育の充実と学力の向上を図り、「生きる力」を育成する教育を展開します。

## 施策2-3 青少年の健全育成

家庭・学校・職場及び地域が一体となり、愛情と思いやりに満ちた三つ子の魂の理念を保持し、青少年が将来に夢と希望を持ち、豊かな感性と創造性を養いながら、たくましく成長できるよう、青少年を取り巻く環境の整備に努めます。

## 施策2-4 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

市民一人一人が、自主的にスポーツ・レクリエーションを行うことにより、心身ともに健康で活力のある生活を形成することが重要です。

「市民ひとり1スポーツ」が市民生活の中に定着するよう、市民だれもが、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、気軽に、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる、生涯スポーツ・レクリエーションの振興を推進します。

特に、子どもから高齢者まで、誰もがスポーツを通して健康づくりができるよう、本市スポーツ・レクリエーションの拠点施設として総合運動公園の整備に努めます。

## 施策 2-5 文化財の保護と継承

文化財は、有形、無形を問わず、歴史や伝統・文化・風俗を物語る祖先の尊い遺産として、幾世紀にもわたって綿々と受け継がれてきました。

また、郷土を理解するうえでも欠くことができないものであり、同時に、将来の文化発展と郷土を愛する心を育むための基礎をなすものです。

本市が有する貴重な文化財を保護し、後世に伝えるとともに、歴史学習や憩いの場として更に有効活用を図ります。

## 施策 2-6 文化芸術の振興

文化芸術は、豊かな感性や創造性を育み、人生に潤いと活力をもたらしてくれます。また、地域の独自性を生み出す重要な要素であり、地域の活性化と密接に結びついていることから、今後とも、各種文化・芸術団体による自主的な活動を一層促進していくとともに、文化芸術の鑑賞機会、発表機会、学習機会の拡充、施設の整備充実に努め、心豊かで潤いのある文化芸術のかおり高いまちづくりを推進します。

## 施策 2-7 国際交流の推進

姉妹都市交流や中学校姉妹校交流を実施するとともに、在住外国人も多いことから、より積極的に諸外国との相互理解・友好親善を深めるため、市民主体の国際交流活動を促進し、地域社会における多文化の理解と交流促進を図ります。

## 施策 2-8 男女共同参画社会の実現

男女が共に自立し対等なパートナーとして社会参画するために、性別による固定的な役割意識の解消や、男女平等の意識づくりを促進し、家庭・地域・職場において生き生きと活躍する男女共同参画社会を目指します。

また、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる、社会の実現を目指します。

## 政策3 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり

市民が健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、保健・医療・福祉の連携の充実強化や、市民が共に支え合う地域づくりの推進に努めます。

次代を担う子どもたちが健やかに育つことができ、高齢者が生きがいを持ち、だれもが住み慣れた地域社会の中で、将来に希望を持って暮らすことができるまちづくりを目指します。

### 施策3-1 市民主体の地域福祉の推進

少子高齢社会の急速な進行とともに、核家族世帯の増加、地域コミュニティの希薄化、雇用形態の多様化などの社会状況の変化により、地域の支え合いや、きめ細かな福祉サービスの提供が求められています。

このような中、優しさと思いやりのある地域福祉を実現するためには、「共に生きる」という考え方を基本理念として、“こころ”の豊かさや“質”の高い福祉社会の実現を目指し、福祉サービスを必要とする人々に対して、必要な時に、サービスが提供できるシステムを構築し、地域福祉・在宅福祉サービスを充実する必要があります。

そのため、市民一人一人が福祉の担い手として積極的に活動できるよう、家族や地域の人々との「ふれあい」を通じた「まちづくり」を推進します。

### 施策3-2 子育て支援の充実

少子化が進む中で、「だれもが安心して子どもを産み育てることに喜びを感じることのできる社会」、「次代を担う子どもたちが愛情と思いやりの心もち、健やかに育つ社会」の実現に向け、多様なニーズに対応し、子育て支援体制の整備充実を図るとともに、社会全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。

また、児童虐待の未然防止や要保護児童の早期発見に努め、保護者への適切な支援を図り、児童の健全育成を推進します。

### 施策3-3 障がい者の自立と社会参加の支援

障がい者が住み慣れた地域社会で、精神的、身体的、経済的に自立した社会人として社会参加ができるよう、障害福祉サービスなどの提供や諸施策を積極的に推進するとともに、相談支援体制の充実強化に努めます。

### 施策 3-4 低所得者福祉の充実

生活保護受給者に対しては、生活保護制度の適正な運用により生活の保障をしながら、関係機関との連携の下、各種相談、指導をし、自立の助長を図ります。

また、生活保護の適用を受けない生活困窮者に対しては、民生委員・児童委員などから情報を得ながら、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ります。

### 施策 3-5 高齢者の自立と社会参加の支援

急速に進行する高齢社会において、だれもが長寿を喜び合い、活力ある地域社会を築いていくためには、高齢者が培ってきた経験や技術を活かした社会参加を積極的に促進していく必要があります。

このため、「学ぶ」「働く」「社会参加」の3つの分野に高齢者が積極的に参画することを基本に、元気で100歳を迎えられるよう、健康の保持増進及び生きがい対策を総合的に推進します。

また、援護を必要とする高齢者のニーズに応えるため、地域における保健・医療・福祉の連携を図り、在宅福祉対策を充実します。

特に、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症対策を推進します。

さらに、介護予防の推進に努めるとともに、介護が必要となった場合に、より良質なサービスを安心して利用できるよう、介護サービスの質の向上に努め、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

### 施策 3-6 健康づくりの推進

健康づくりにおいては、市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という意識を基本とし、それぞれのライフステージに合わせた健康づくりを実践できるよう、生活習慣病をはじめとする疾病の予防対策や各種保健事業などの充実を図ります。

### 施策 3-7 地域医療体制の充実

市民だれもが、地域で安心して暮らしていくために、安全安心な医療体制の確保については、身近な医療から高度・専門医療まで、様々な段階の医療をいつでも安心して受けられるよう環境を整えていきます。

市民の日常的な医療ニーズを満たすため、医師会や関係機関との連携により、かかりつけ医などの普及・定着に努めるとともに、医療と介護の連携など地域医療の充実を図ります。

また、救急医療については、医師会など関係機関と連携を図り、初期救急医療体制を充実させるとともに、安定した二次救急医療体制を確保することにより、市民が安心できる救急医療の充実に努めます。

さらに、市民の医療の確保と健康の保持増進を図る基盤として、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の健全な運営に努めます。

## 政策4 自然と潤いがある安全快適なまちづくり

豊かな自然と共生しながら、潤いのある生活環境の中で安心して暮らすことができるよう、地域が持つ自然資源を有効に活用しつつ、快適な住環境づくりを進めます。

循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化・資源化の促進による環境負荷の低減や、環境保全・環境美化活動などの充実強化を図ります。

東日本大震災や竜巻被害を教訓に、危機管理意識の高揚を図り、市民との連携により災害に強いまちづくりを推進し、交通安全対策、防犯対策のさらなる推進を図り、安全で安心して生活ができる環境づくりに努めます。

### 施策4-1 水道事業の推進

水道は、市民生活におけるライフラインの一つとして欠くことのできない施設であり、急激に変化する社会や環境に対応するため、引き続き、整備拡充を積極的に実施し、すべての市民に清浄でおいしく、豊富で安全な水道水の安定供給を図ります。

### 施策4-2 下水道事業の推進

下水道は、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、整備が急がれている施設です。

このため、すべての市民が快適で住みよい生活環境を享受できるよう、市街化区域及びその周辺区域については公共下水道の整備推進を図り、公共下水道区域以外の区域については、農業集落排水事業の利用促進や浄化槽設置の普及推進に努め、市内全域下水道化を図ります。

### 施策4-3 廃棄物の抑制と適切な処理

私たちの暮らしそのものの便利さや物を優先する生活様式は、大量廃棄物を生み、自然環境の破壊や地球温暖化などの原因の一つであると言われてしています。

このため、環境への負荷を低減し、次世代に良好な環境を残すよう、限られた資源を有効に繰り返し使うなど、「循環型社会」の構築に向けたごみ処理体制の確立を目指し、ごみ減量化と資源化を一層推進します。

#### 施策 4-4 自然環境の保全と保護

豊かな自然は、私たちの暮らしに潤いと限りない恵みを与えてくれます。私たちは、この自然環境を将来まで守り、育み、引き継いでいく責務があります。

自然と共生しながら安心して暮らせるよう、自然環境の保全と保護に努めます。

#### 施策 4-5 良好な生活環境の保全

かけがえのない地球環境を守り、良好な生活環境を確保するため、生産活動や市民生活による環境への負荷を低減し、地球温暖化防止、公害の未然防止に努めます。

また、今後、新たに健康への影響を及ぼす可能性のある物質に対しても市民の安全・安心を守るため、迅速・的確に対応していきます。

#### 施策 4-6 安全で快適な住まい・まちづくり

住まいは、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできる空間であり生活を支える基盤であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動の拠点です。

このため、良好な住宅地の供給と住宅環境の整備を図ることが、重要な取り組みとなっています。

また、急速に進行する少子高齢社会に対応した、安全で安心して居住できる良好な住宅環境の創造を目指し、市営住宅の質の向上などに配慮した整備と、木造住宅耐震診断及び耐震改修の助成制度により民間木造住宅の耐震化を促進します。

#### 施策 4-7 防災対策の充実強化

ここ数年、各地では風水害や地震、土砂災害などの自然災害が相次いで発生し、多くの人命や財産が失われ、避難生活を強いられる重大な事態も生じています。

また、高齢社会の急速な進行や生活環境の変化などにより火災、地震、風水害などの災害発生時に被害が広がる恐れがあります。

このような中、各種災害に対処するため、防災対策の充実、防災施設の充実強化、救助及び防災体制の整備強化に努めます。

災害に強いまちづくりのために、地域ぐるみの防災組織の育成と市民一人一人の防災意識の高揚を図るとともに、災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、消防団、芳賀地区広域行政事務組合消防本部及び各種防災関係機関との連携を密にし、総合的な防災体制を確立し、市民生活の安全を確保します。

#### 施策４－８ 交通安全の推進

交通事故の原因の多くは、基本的な交通ルール違反や交通マナーの欠如によるものです。

人命尊重の理念を基本に、交通安全意識の高揚と交通安全教育を積極的に推進し、交通安全都市の実現を図ります。

#### 施策４－９ 防犯対策の推進

ここ数年の犯罪の発生件数は減少傾向にあるものの、依然として子どもや女性、高齢者などを狙った犯罪は後を絶たず、治安に対する不安の要因となっております。

地域社会の安全は市民活動の基盤であり、市民の防犯意識の高揚を図り自主的な防犯活動を支援するなど、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進します。

## 政策5 地域と産業が調和する活力あるまちづくり

農業、商業、工業、観光など、各種産業のバランスのとれた発展を図るとともに、首都圏に位置する地理的優位性や物流の基幹となる北関東自動車道や常総宇都宮東部連絡道路（国道294号や国道408号鬼怒テクノ通り）を十分活かした産業基盤の整備を図り、県東地域の中心都市として活力と賑わいのあるまちづくりを進めます。

農業においては、農業従事者の高齢化・担い手の減少、産地間競争の激化などに対応するため、優れた経営感覚と技術を持つ担い手を育成し、農業経営の効率化を図るとともに、日本一の生産量・販売額を誇るいちごをはじめ、地域の特性を活かした収益性の高い農業生産の振興に努めます。

また、商工業の振興や中心市街地の活性化を推進する一方、工業団地への優良企業の誘致・定着化など、雇用の創出や勤労者福祉の充実に努めます。

さらに、年間約285万人の交流人口を有する観光資源を有効に活かし、農業や観光を中心とした各産業間の連携の促進、地域が有する自然・歴史・観光資源などのネットワーク化やイベントなどの開催とPRの強化に努めます。

### 施策5-1 農業の振興

農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、荒廃農地の発生、農産物の産地間競争など一層厳しさを増し、農業・農村の活力低下が懸念される一方で、食糧自給率の向上が重要な課題となっています。

また、市民の価値観は物から心の豊かさへと変化し、安全で安心な食料や、自然とのふれあいが求められています。

このような状況の中で、農業を市民の生活維持のための最も基本的な産業と位置づけ、地域の特性を活かした生産性の高い農業の振興を図り、農業者が生きがいと魅力を感じられる安定的な農業経営を確立します。

さらに、地域の中心となる経営体等の担い手を育成し、農業経営の効率化を図る担い手への農地利用の集積・集約化を加速します。

また、安全で安心な農産物の生産を図るとともに、「自然環境の保全」「水源の涵養<sup>かんよう</sup>」といった農業・農村の持つ多面的機能の維持向上に努めます。

## 施策5-2 商業の振興

商業を取り巻く環境は、多様化する消費者ニーズや大型店（店舗面積1,000㎡以上）・量販店の出店、流通形態の変化などの影響を受け、既存の商店を中心に厳しい経営環境にあり、中心市街地の空洞化現象が進んでいます。

このため、地域の特色を活かした商業の振興を推進し、まちづくりを進めるための各種の計画との整合性を図りながら、市民・消費者に支持される魅力と賑わいのある商店街づくりを支援します。

また、商工団体との連携を充実するとともに、中小商業者が自ら集客力を向上できる取り組みを進め、経営体質の改善と経営基盤の強化を目指します。

## 施策5-3 工業の振興

国内の経済状況は、長期にわたる景気低迷から脱して、緩やかな回復の兆しが見えてきておりますが、経済活動のグローバル化による国際間競争の激化や原材料・燃料価格の上昇、エネルギー問題など企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

このような状況下にあっても、本市の工業を更に充実発展をさせるために、工業用地への企業誘致を積極的に推進するとともに、工業団地立地企業の定着を促進します。

また、産業技術の進展に対応するため、産学官の連携を深め、とちぎ新事業創出事業環境整備構想の推進を図るなど、地場産業の発展に努めるとともに、北関東自動車道や国道408号鬼怒テクノ通りの完成によるすぐれた立地条件を最大限に活用し、より良い産業都市を目指し、産業機能の充実を図ります。

#### 施策 5－4 観光の振興

観光における目的が「観る観光」から「参加・体験型の観光」へ、さらには自然とのふれあいや歴史の探訪など、多様化・個性化する傾向が続いています。

また、北関東自動車道の開通などにより交通の利便性の向上が図られたことから、グループや家族などで、四季を通じ気軽に楽しめる身近な場での観光が求められています。

このため、真岡木綿会館、久保記念観光文化交流館及びSLキューロク館を拠点とした周辺地区の賑わい創出を図るとともに、SLの運行や真岡井頭温泉をはじめ、高田山専修寺などの文化財や二宮尊徳の偉業と教え、さらには民間の各観光施設などを活用し、それらの観光資源を繋ぐ観光ネットワークを構築し、祭事や四季に応じた観光情報を提供して、観光客のリピーター化を推進します。

さらに、真岡の夏まつりをはじめ、様々な夏のイベントや桜まつりなどの年中行事とあわせて、日本一の生産を誇るいちごを活用した観光を、県や関係団体などと連携して広域的に推進します。

#### 施策 5－5 雇用の安定と勤労者福祉の充実

国内経済の緩やかな回復傾向をうけ、雇用情勢も改善の兆しが見えてきておりますが、産業構造の変化や就業形態の多様化などにより、雇用を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このため、真岡公共職業安定所などの関係機関と連携を密に図りながら、雇用情勢の的確な把握と雇用の安定確保に努めます。

なお、男女雇用機会均等法の適正な運用や高齢者の雇用及び障がい者の雇用対策についても重点をおいて、国の雇用対策事業などを活用して雇用促進を図ります。

また、勤労者が心身ともに健康で、安らぎと潤いのある生活ができるよう、きめ細かな福利厚生事業などを総合的に推進し、勤労者福祉の充実に努めます。

## 政策6 市民の知恵と夢で拓くみんなのまちづくり

市民と行政がそれぞれの役割を担い、一体となって、市民だれもが共に生きる喜びを感じられるよう、協働のまちづくりを推進します。

地域に開かれた市民参画による行政運営を一層推進するため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなど、様々な媒体で行政についての広報活動を行うとともに、懇談会や市民意向調査などを通して、きめ細かい広聴活動に努め、施策に反映していきます。

また、消費者被害の未然防止など、消費生活の向上に努めます。

### 施策6-1 消費生活の向上

消費生活については、消費者の利益の擁護及び増進を図るとともに、必要な情報及び教育の機会を提供し、自主性をもって安全で安心な消費生活を営むことができるよう消費者の自立を支援します。

### 施策6-2 市民協働のまちづくり

地方分権が進み、自らの責任と判断による自立した自治体運営が求められる中、市民、市民団体、事業者と行政が連携した協働のまちづくりが重要になってきています。

真岡市自治基本条例の趣旨に基づき、市民、市民団体、事業者がそれぞれの役割を担いながら、積極的にまちづくりに参画し、行政と一体となって、共に生きる喜びを感られる地域社会づくりに努めます。

### 施策6-3 開かれた市政の推進

「だれもが“ほっと”できるまち 真岡 ～人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市～」の実現のために、広報・広聴活動や情報公開を積極的に行い、市民参画による市民一人一人が愛着と誇りを持てる真岡市を創りあげ、市民に信頼され公正で透明な開かれた市政の推進に努めます。

## 政策7 効率的で市民にわかりやすいまちづくり

少子高齢社会の急速な進行などにより、国や地方の財政は今後ますます厳しくなることが予想され、行政評価システムなどを活用し、健全な財政運営に努めます。

新庁舎建設にあたっては、ワンストップサービスなど窓口サービスの向上に配慮するとともに、簡素で市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織機構となるよう検討を進めます。

また、広域行政や地域連携に主体的に参画し、効率的な行政サービスの提供に努めます。

### 施策7-1 市民本位の窓口サービスの向上

少子高齢化の急速な進行や、高度情報化・国際化の進展、生活圏域の拡大、市民ニーズや価値観の多様化など、自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、これらを踏まえた行政サービスの提供が求められています。

届出、申請、相談、報告などの窓口サービスを向上させるためには、市民課の窓口を中心として、税務、福祉、健康、教育などの各分野と、より一層の連携を図る必要があります。

今後も、市民の窓口業務に対する要望・要求などの把握に努め、ICT（情報通信技術）を活用し、手続きの簡素化及び迅速性、正確性などの向上を図り、市民本位の窓口サービスを目指します。

新庁舎建設においては、ワンストップサービスに向けた対応として、窓口利用者が必要とする申請や手続きが一定の場所で可能となる配置を検討し、市民の利便性の向上に努めます。

### 施策7-2 組織の適正化と人材の育成・強化

厳しい財政状況が続く中、人口減少社会の到来など様々な社会経済情勢や行政需要の変化に対応し、簡素で市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織機構となるよう定期的に見直しを行うとともに、人員の適正配置を図ります。

また、人材育成については、限られた人員で、時代に適応した行政施策を展開するため、多様な人材の確保を進めるとともに、計画的な人事異動を行いながら、職員の自己啓発を喚起し、組織による能力開発の支援と、職員研修計画などによる資質向上を図ります。

### 施策 7-3 広域行政・地域連携の充実

地方分権が進む中、広域的に処理した方が効率的である行政分野については、市町村の区域を越えた広域行政（一部事務組合や広域連合など）や地域連携の充実を図る必要があります。

このため、広域行政や地域連携に主体的に参画し、組合などを構成する一つの地方公共団体としての役割を果たします。

### 施策 7-4 健全な財政運営

自主財源の大幅な伸びは期待できない一方、扶助費など制度上不可避の経費が増加するなど厳しい財政状況の中、新たな行政需要に適切に対応しながら、市民の生活水準、福祉水準の向上を図る必要があります。

このため、「入るを量りて出づるを制す」という考え方を基本に、限られた財源の計画的かつ重点的な配分と経費の徹底した節減合理化、さらには、市民負担の公平に配慮しつつ財源の確保を図るなど、一層の財政運営の効率化と財政秩序の適正化に努め、財政の健全性を確保します。

また、特別会計及び公営企業については、独立採算を基本とし、経営基盤の強化を推進するため、経営の合理化を図るとともに、引き続き経費の節減などに努めます。